

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年5月2日

京都市長 門川大作

京都市規則第8号

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「区民部総務課（以下「総務課」という。）担当係長」を「区民部総務課（以下「総務課」という。）の担当係長」に改め、「文化市民局市民生活部区政推進課（以下「区政推進課」という。）及び」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 次の表の左欄に掲げる課に属する職員（電話交換手に限る。）は、その職にある間、辞令を用いることなく、同表右欄に掲げる課の職員に兼職されたものとみなす。

北区役所区民部総務課	上京区役所区民部総務課及び中京区役所区民部総務課
右京区役所区民部総務課	下京区役所区民部総務課、西京区役所区民部総務課及び西京区役所洛西支所区民部総務課

第1条第3項中「区民部まちづくり推進課」の右に「（以下「まちづくり推進課」という。）」を加え、同条第4項中「区役所又は区役所支所の区民部まちづくり推進課（以下「」及び「」という。）」を削り、同条第7項中「区政推進課」を「文化市民局市民生活部区政推進課（以下「区政推進課」という。）」に改める。

第2条第1項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる兼職されたものとみなす職員の区分に応じ、当該各号に掲げる」を「区役所又は区役所支所における電話交換の業務

に関する」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「上京区役所及び中京区役所」を「同項の表の左欄に掲げる課の区分に応じ、同表の右欄に掲げる課の属する区役所又は区役所支所」に改める。

附 則

この規則は、平成20年5月7日から施行する。

(総務局人事部人事課)